平成２３年（フ）第２２６９号
名古屋市西区南川町222番地
債務者　山臺　洋子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８０６号
名古屋市港区浜１丁目１番１号　ベレーサ築地口ステーションタワー411号
債務者　古賀　信男
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８６４号
愛知県豊明市間米町敷田1225番地125　ファミール敷田203号
債務者　加藤　達也
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２９２０号
名古屋市中川区十一番町３丁目５番地の３　コーポラスイレブンＡ―103号
債務者　古本　英明
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１１号
山口県下関市清末鞍馬３丁目６番11号、前住所山口県下関市幡生宮の下町28番14号
債務者　はんこはんず下関市大前店こと　榎本　好孝
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２２年（フ）第２５４１号
福岡市東区和白丘２丁目３番48―516号
債務者　山本　友子
1　決定年月日時　平成23年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６０１号
静岡県富士宮市小泉2252番地の26レオパレス代官屋敷103
債務者　近藤　　司
1　決定年月日時　平成23年12月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１４２号
福岡県大野城市南ヶ丘３丁目８番３号　103号
債務者　寶耒　　謙
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３０２号
福岡市東区香椎駅東１丁目13番28号
債務者　馬原　美和（旧姓馬場）
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３２４号
福岡市博多区空港前５丁目９番１―308号
債務者　京野　茂実
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４２９号
福岡県太宰府市吉松１丁目18番12号
債務者　奥野　孝子
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２４９７号
福岡市博多区西月隈３丁目８番12―216号
債務者　大谷　眞一
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５１９号
福岡県大野城市筒井４丁目10番７号
債務者　今任　理絵（旧姓播磨）
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５３２号
福岡市西区壱岐団地30番406号
債務者　脇山　國次
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５６４号
福岡市博多区東月隈４丁目６番３―802号
債務者　園田　節男
1　決定年月日時　平成23年12月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７４１号
熊本県上天草市大矢野町中11496番地３
債務者　片山　正人
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第４７４号
大分市南鶴崎３丁目２番10号　パレ・ドール鶴崎Ⅱ305
債務者　甲斐　稔教
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係